

広島県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松本歯科医院	三原市東町二丁目三番三号	平成二十九年二月三十一日
三次市国民健康保険君田診療所櫃田出張所	三次市君田町櫃田七五〇番地一〇	平成二十九年二月二一日
三次市国民健康保険君田診療所神之瀬出張所	三次市君田町櫃田一二四番地一	平成二十九年二月二一日
こぶしの里病院	庄原市東城町川東一五二番地四	平成二十九年二月三十一日
藤井歯科医院	東広島市高屋町宮領一七一番地一	平成二十九年二月三十一日
島崎歯科医院	東広島市西条町寺家六七三一番地一	平成二十九年九月二八日
みなみ薬局	江田島市大柿町柿浦九九一番地三	平成三〇年一月一日
医療法人 菊川皮ふ科医院	安芸郡海田町蟹原二丁目四番三〇号	平成三〇年一月一六日
和田歯科医院	安芸郡坂町坂東二丁目一九番七号	平成二十九年二月二二日
金谷内科医院	山県郡北広島町大朝一六六一番地四	平成二十九年二月三十一日